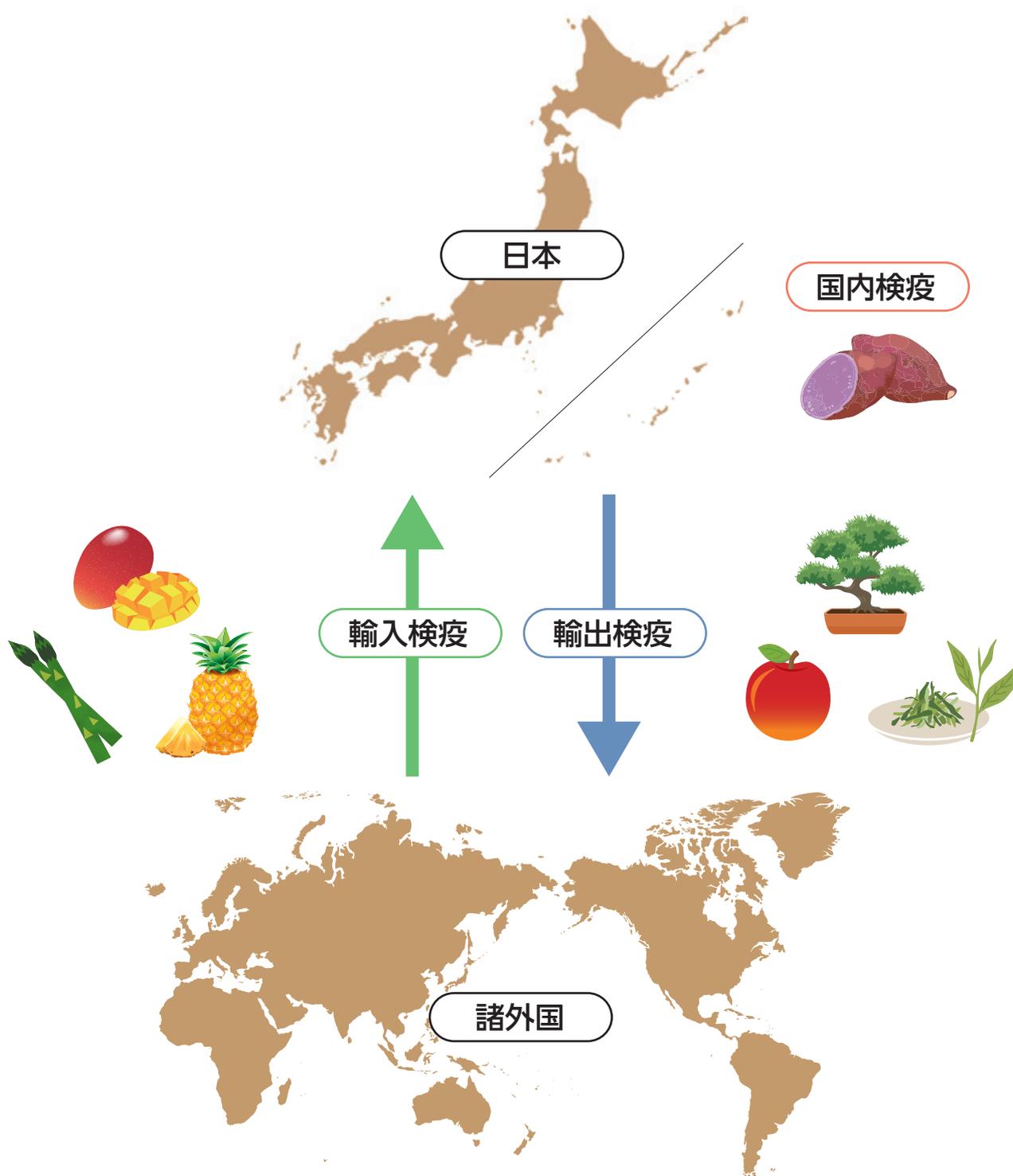


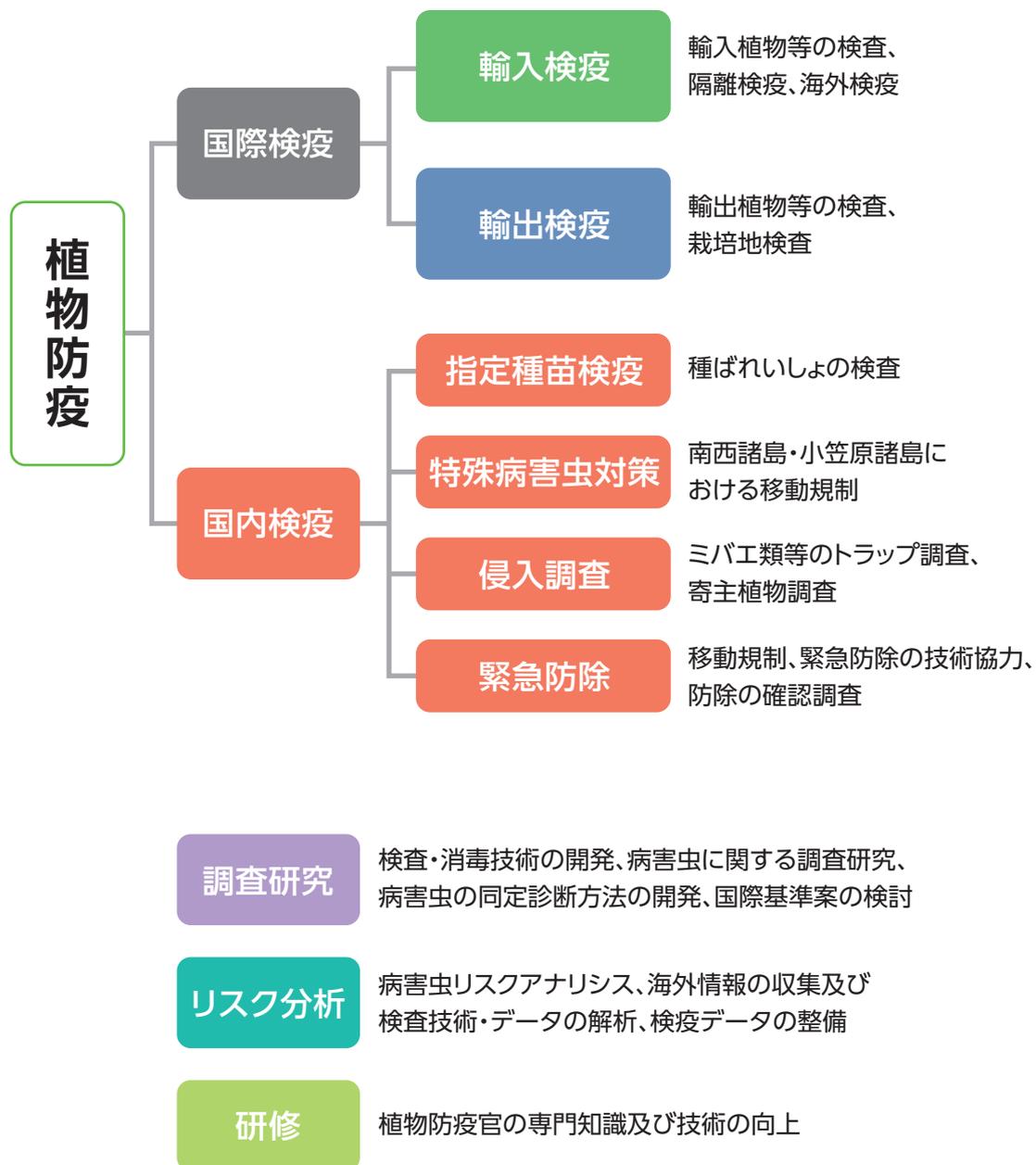
植物防疫所とは

農林水産省が所管する国の機関です。植物防疫所では、新たな植物の病害虫が海外から侵入することを防ぐための「輸入検疫」、日本から輸出される植物等を介して病害虫が諸外国に広がることを防ぐための「輸出検疫」、国内の一部地域に発生している病害虫を新たな地域に侵入させないためなどの「国内検疫」を行っています。

また、新たな病害虫を早期に発見・根絶するため、侵入調査や緊急防除を都道府県と協力して実施しています。



植物防疫所の業務



INDEX

- 1 プロローグ
沿革
- 3 植物防疫所とは
- 5 輸入検疫
- 9 輸出検疫
- 11 国内検疫
- 13 調査研究
- 15 リスク分析・
情報システム
- 17 研修
- 19 制服・作業服
- 21 植物防疫所の
所在地

植物防疫所では、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく未承認遺伝子組換え農作物の混入についての検査を実施するほか、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき規制されている外来生物の判別にも協力しています。